

産業廃棄物収集運搬業許可申請書	
年 月 日	
相 模 原 市 長 殿	
申請者 〒252-5277 住 所 神奈川県相模原市中央区2丁目11番15号 氏 名 代表取締役 相模 太郎 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 042-769-8335	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。	
事業の範囲(取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)	収集運搬業(積替・保管を除く) 木くず、がれき類 1、 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 1 石綿含有産業廃棄物を含む (許可申請品目を記入)
事務所及び事業場の所在地	事務所 神奈川県相模原市中央区中央2丁目11番15号 電話番号 042-769-8335
	事業場 県 市 町 番地の 電話番号 — —
事業の用に供する施設の種類及び数量	車両 脱着装置付コンテナ専用車 t 台 キャブオーバー t 台 タンク車キャブオーバ t 台 容器 コンテナ m ³ 個 フレコンバック リットル 個
積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ	
事 務 処 理 欄	

(第2面)

既に処理業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合はその許可番号(申請中の場合には、申請年月日)	都道府県・市名	許可番号(申請中の場合には、申請年月日)
	相模原市 098	相模原市 098
	県	県
	都	都

申請者(個人である場合)

(ふりがな)氏名	生年月日	本籍所
		住

(法人である場合)

(ふりがな)名称	住	所
さがみはら株式会社 相模原	神奈川県相模原市中央区中央2丁目11番15号	

法人名には、必ずふりがなを記入すること。

法定代理人(申請者が法第14条第5項第2号八に規定する未成年者である場合)

(個人である場合)

(ふりがな)氏名	生年月日	本籍所
		住

(法人である場合)

(ふりがな)名称	住	所
----------	---	---

役員(法定代理人が法人である場合)

(ふりがな)氏名	生年月日	本籍所
	役職名・呼称	住

役員(申請者が法人である場合)

(ふりがな)氏名	生年月日	本籍所
	役職名・呼称	住
さがみ たろう 相模 太郎	昭和 年月日 代表取締役	県 市 町 番地 県 市 町 丁目 番 号
さがみ はなこ 相模 花子	昭和 年月日 取締役	県 市 町 番地 県 市 町 丁目 番 号

氏名には略字は用いず住民票・戸籍どおりに記入すること。
氏名には、必ずふりがなを記入すること。

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の 総数	株		出資の額	籍
	(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資 の金額	住 所
さがみ たろう 相模 太郎	昭和 年 月 日	500万円	県 市 町 番地	
		50%	県 市 町 丁目 番 号	
さがみ はなこ 相模 花子	昭和 年 月 日	500万円	県 市 町 番地	
		50%	県 市 町 丁目 番 号	
氏名は略字を用いず住民票・戸籍どおりに記入すること。 氏名には、必ずふりがなを記入すること。				

令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役 職 名 ・ 呼 称	住 所
さがみ いちろう 相模 一郎	昭和 年 月 日	県 市 町 番地
	支店長	県 市 町 丁目 番 号
政令使用人の証明書(任意)及び政令使用人の立場がわかる組織図を 添付してください。		

備考

- 欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 相模原市長が定める部数を提出すること。

手数料欄